

# 環境緑地

- 指定基準

概ね **300㎡以上**の保全されることが確約される樹木の集団

- 奨励金

国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で  
奨励金を交付（1㎡あたり20円として算出）

- 税の減免措置

固定資産税・都市計画税を8割減免

# 保存樹木

- 指定基準 (次のいずれか)

- (1) 地上1.5m (150cm) 以上の高さにおける幹回り 1.0m (100cm)  
以上

- (2) 高さが10m以上

- 奨励金

- 年間1本あたり 2, 0 0 0 円

- 税の減免措置

- なし

# 保存生け垣

- 指定基準（次の**いずれにも**該当すること）

- 1人の所有者等の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣
- 高さが**0.8メートル以上**の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが**0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度（1メートルにつき3本以上）**に**一列以上に植栽**されているものであること。
- 所有者等の敷地内に設置するもの。  
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の**申請者の敷地内に設置**するものに限る。
- 生け垣の総延長が**5メートル以上**であること。
- 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。  
ただし、市長が特に必要と認めるときは、**高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置**できる。

※ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる。

- 奨励金

年間1mあたり300円、限度額15,000円

- 減免措置

なし